

## 「放射性物質に関する説明書」

\_\_\_\_\_は、お客様に対して、当社とお客様が締結した平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日付\_\_\_\_\_契約に基づく工事（以下「本工事」といいます）における放射性物質による汚染の調査の実施に関して、以下のとおりご説明致します。

放射性物質は自然界に通常に存在するものであり、極微量の放射線を浴びても健康に直ちに影響がないものです。それゆえ、当社は建築請負工事においてその材料及び建物の放射性物質による汚染の調査を行なっておりません。お客様のご要望により調査を行う場合にはお客様に費用負担を頂いた上で行うものとさせて頂いております。

つきましては、下記1または2についていずれかにチェックを入れた上で、署名・押印を頂きたく存じます。

### 1 本工事については汚染調査を行いません。

- 本工事においては、建材及び建物について放射性物質による汚染の調査を行わないものとします。
- 当社は、本工事により建築した建材及び建物について、放射性物質により汚染されていない建物であることを約するものではありません。万が一、放射性物質による汚染が確認された場合でも、当社は何らの法的責任を負うものではないものとします。

### 2 本工事については汚染調査を行うものとします。

- 本工事においては、建物について放射性物質に関する汚染調査を行なうものとします。
- 建材の放射性物質に関する汚染調査に要する費用は、お客様の負担とします。
- 建材及び建物に放射性物質による汚染が確認された場合にはお客様に報告するものとします。
- 放射性物質による汚染が確認されたことにより、お客様が建材の交換等の補修を求められる場合において、測定された空間線量率が許容限度内のもの（当面、追加被曝量 1 mSv/年以下を基準とする）である場合には、お客様の費用負担のもと建材等の交換等を行うものとします。

以上の□内にチェックした項目の記載事項につき、説明を聞き理解した上で承諾しました。

平成 年 月 日

お客様： \_\_\_\_\_ 印